国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 31 日

提出者 国立市長 佐藤一夫

(説 明) 平成17年に制定された「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」及び平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律とともに、しょうがいを理由とした差別の解消を目指し、しょうがいのある人もない人も共に生きる国立市づくりを実現するため、条例を制定するものである。

国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例案

私たちのまち国立市には、2005年全国に発駆けて制定された「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」があり、そこには、「国立市では、これまで、平和を願い、人権を大切にする市民一人ひとりが、しょうがいしゃの「地域で暮らしたい」という思いと向きあってきました。それは、しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感しあい、支えあい、関わってきた歴史であり、私たち市民の貴重な財産です。私たち国立市民は、これからも学であり、ならます。 もない人も、 きょうかん たち国立市民は、これからも学であり、ならない、 意味のよい、 意味のよい、 一般のよい、 一般のよい、 一般のよい、 「国力のいしゃがあたりる差別のないまちでありつづけるために、ここに「しょうがいしゃがあたり

まえに暮らすまち」を宣言します。」とあります。

しかしながら、しょうがいしゃは、教育、医療、住居、移動、就労、生活環境、防災、情報等、社会生活における様々な面で、しょうがいに対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受けたり、配慮が不足したりすることにより、地域での安心した生活が妨げられている状況があります。加えて、しょうがいしゃに対する性別、年齢、民族等を理由とする複合的な差別も多く存在し、地域におけるあたりまえの生活を妨げています。しょうがいしゃの社会参加を進め、誤解や偏見等を無くす取組や各機関のつながりが必要です。

この条例は、しょうがいしゃの権利を認め差別を無くす方法や、万一、しょうがいしゃの権利が無視されたとき等には、当事者同士の話合い等によって、お互いに理解し合える仕組みを示しています。

これからも「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の思いを継続させ、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる節にわたって、しょうがいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまちであり続けるために、全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重視され、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もがあたりまえに安心して安全に暮らせるまちを自指して、この条例を制定します。

しょうがいしゃが暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちになります。 そして、国立市に住まい、集う全ての市民は、この条例の理念を尊重して、 誰もがあたりまえに暮らすまちを、ともに創っていきます。

(目 的)

第 1 条 この条例は、しょうがいしゃに対する市民及び事業者の理解を深め、及びしょうがいしゃに対する差別を無くすための取組について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びにしょうがいしゃへの差別を無くすための取組に係る施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来にわたって、しょうがいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
  - (1) しょうがいしゃ 身体障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、

発達障害、難病その他の心身の機能のしょうがい(以下「しょうがい」という。)がある者であって、しょうがい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 しょうがいしゃにとって日常生活又は社会生活を営む しょうへき しょうへき しょうがいしゃにとって日常生活又は社会生活を営む 上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の ものをいう。
- (4) 合理的配慮 しょうがいしゃが、しょうがいのない人と平等に全ての 人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、しょうがいしゃ又はその関係者(しょうがいしゃの家族を含む。以下同じ。) の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。 ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

## (基本理念)

- 第 3 条 障害者の権利に関する条約の作成過程で尊重された「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方の下、全てしょうがいしゃは、しょうがいを理由として差別を受けず、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど暮らしのあらゆる面にわたって、参加する権利を有する。
- 2 全てしょうがいしゃは、しょうがいのある女性がしょうがい及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされなければならない。
- 3 しょうがいしゃに対する差別を無くすための取組は、差別の多くがしょうがいしゃに対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、しょうがい及びしょうがいしゃに対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならない。
- 4 しょうがいしゃに対する差別を無くすための取組は、様々な立場の市民が それぞれの立場を理解し、共感し、支え合い、関わり合い、及び相互に協 力して行い、並びにこれを将来の世代に継承していかなければならない。

- 5 しょうがいは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることを踏まえて、しょうがいしゃに対して合理的配慮が行われなければならない。(市の責務)
- 第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。) にのっとり、しょうがい及びしょうがいしゃに対する理解を広げ、差別を無くすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民等の責務)

(差別の禁止等)

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としているしょうがいしゃが現に存し、 かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって しょうがいしゃの権利利益を侵害することとならないよう、その実施につい て必要な合理的配慮がなされなければならない。

できまれりょ (合理的配慮)

- 第 7 条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第2項の規定 を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとする。
  - (1) 教育を行うとき。
  - (2) 不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供すると
  - (3) 労働者を募集し、並びに採用及び労働条件を決定するとき。
  - (4) 不動産の取引を行うとき。
  - (5) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
  - (6) コミュニケーションを図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
  - (7) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、しょうがいしゃの生活に相当な制限を与えているとき。

(相互理解の促進)

- 第 8 条 市は、市民及び事業者がしょうがいに対する理解を深めるよう啓 ※ 発 でいつよう しきく こう 発 その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、しょうがいしゃに対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう必要な施策を講ずるものとする。

(差別に関する相談)

- 第 9 条 しょうがいしゃ及びその関係者は、しょうがいしゃへの差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。)について、市に相談することができる。
- 2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 事実の確認及び調査
  - ひつよう じょげんまょ じょうほうていきょう
  - 、 ´ たいしょうじゅん かんけい もの あいだ ちょうせい (3) 対象事案に関係する者の間の調整
  - 、 ´ かんけいぎょうせいき かん しょうかい (4) 関係行政機関への紹介
- 3 市は、しょうがいしゃの相談支援を行う事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に規定する事業を市からの委託により行う事業所をいう。)に、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。(助言又はあっせんの申立て)
- 第10条 しょうがいしゃは、対象事案があるときは、市長に対し、当該 対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てる ことができる。
- 2 しょうがいしゃの関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。 ただし、当該しょうがいしゃの意に反することが明らかであると認められる ときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定による申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに 該当するときは、することができない。
  - (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査 請求その他の不服申立てをすることができるとき。
  - (2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その 行為の終了した日)から3年を経過しているとき(3年を経過するとき

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(事実の調査)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあったときは、対象事案の事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

じょげんまた (助言又はあっせん)

- 第12条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会(第15条に規定する国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。
- 2 国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会は、前項の助言文は あっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当 該対象事案に関係する者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴 き、文は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会の答申に基づき助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、当該申立てに係る対象事案において差別を行ったと認められる者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧 告)

第13条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、 当該申立てに係る対象事案において差別をしたと認められる者が、正当な 理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに 従うよう勧告することができる。

(公 表)

- 第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該 勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会)

- 第 1 5 条 対象事案に対して助言又はあっせんを行うことの適否について 審議するため、市長の附属機関として、国立市しょうがいしゃの権利擁護に 関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、当該対象事案について調査及び審議を 行い、その結果を答申する。
- 3 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 5 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた 場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事 項は、市長が別に定める。

ふ ぜく 則

しこうきじつ (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

けんとう **(検討)** 

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、しょうがいしゃに係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部 改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第67号を第68号とし、第45号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の1号を加える。

(45) しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会委員

第4条中「第2条第15号から第64号まで」を「第2条第15号から 第65号まで」に改める。

第 5 条 第 1 項 中 「 第 2 条 第 6 5 号 か ら 第 6 7 号 ま で 」 を 「 第 2 条 第 6 6 6 8 号 ま で 」 に 改 める。

べっぴょうだい ちゅう 別表第2中

改める。